

## 難病法の施行に伴う指定難病の診療の評価

骨子【Ⅲ－４（１）】

### 第１ 基本的な考え方

これまで、難病（特定疾患）56疾患については、外来診療や療養病棟への入院診療等において、医学的な専門性や、療養の必要性が評価されてきたが、難病法の制定に伴い、新たに指定した指定難病についても、希少で長期療養を必要とする疾病であることから、同様に評価を行う。

### 第２ 具体的な内容

#### １．療養病棟入院基本料における医療区分２の対象患者の見直し

下記の対象患者のうち、(1)、(2)及び(3)を対象とする（ただし、医療区分３の対象患者を除く。）。

#### ２．難病外来指導管理料における対象患者の見直し

下記の対象患者のうち、(1)、(2)及び(3)を対象とする。

#### ３．在宅寝たきり患者処置指導管理料の注１（※）に規定する「これに準ずる状態にあるもの」の対象患者の見直し

※ 在宅における創傷処置等の処置を行っている入院中の患者以外の患者であって、現に寝たきりの状態にあるもの又はこれに準ずる状態にあるもの

下記の対象患者のうち、(1)及び(2)を対象とする。ただし、常時介護を要する状態に限る。

#### ４．人工腎臓透析困難者等加算における対象患者の見直し

「Ⅳ－６－③」を参照のこと。

[対象患者]

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「法」という。）第五条に規定する指定難病に罹患しているものであって原則法第七条第四項に規定する医療受給者証を交付されているもの（法第七条第一項第 2 号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすことを診断できる場合を含む）
- (2) 「特定疾患治療研究事業について」（昭和 48 年 4 月 17 日衛発第 242 号）に掲げる疾患に罹患しているものとして都道府県知事から受給者証の交付を受けているもの
- (3) 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱について」（平成元年 7 月 24 日健医発第 896 号）に掲げる疾患に罹患しているものとして都道府県知事から受給者証の交付を受けているもの